

第1回「成年後見制度推進マニュアル作成委員会」概要

日時 平成23年8月1日(月) 13時30分～16時17分

場所 千葉県社会福祉センター4階会議室

出席者	委員	21名	合計29名
	帯同	2名	
	事務局 県社協	6名	

概況：1 委嘱状の交付

2 開会

3 挨拶

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 議題

- (1) 委員会における正副委員長の選出について
- (2) 各部会委員の指名及び正副部会長の選出について
- (3) 各部会の目的・マニュアルに盛り込むテーマ等の設定について
- (4) 今後の進め方について

7 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

1 委嘱状の交付

2 開会

(高田班長)

第1回成年後見制度推進マニュアル作成委員会を開会いたします。

3 あいさつ

(伊豆常務理事)

常務理事の伊豆です。本日は成年後見制度推進マニュアル作成委員会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より千葉県後見支援センターの業務推進につきまして、日頃からご支援、ご指導をいただき、重ねて御礼申し上げます。

千葉県社会福祉協議会では平成21年から2年間に渡り、第2次成年後見制度研究委員会を設置し、研究を重ねてまいりました。主要な研究テーマは3つありました。1つは社協の法人後見のあり方について、2つ目は市町村長の申立と成年後見制度利用支援事業の利用促進について、3つ目は市民後見人養成のあり方についてでした。今年度はこの2年間の研究成果を踏まえて、更にわかりやすい実務マニュアルにつなげていきたいと思えます。これらのマニュアルを通して法人後見や市町村長による申立てを、更に具体的に広くすすめていきたいと考えています。市町村長の申立マニュアルの作成については、千葉県高齢者福祉課からの委託を受けているものです。

6月15日には老人福祉法に新たな規定が定められ「市民後見人の育成・活用」が市町村の努力義務として位置づけられるなど、成年後見制度の利用促進に向けて、少しずつ追い風が出てきているのかなと思います。皆様のお力をお借りして、利用しやすい成年後見制度を千葉県に広めて行きたいと努力していきたく思いますので、ご協力をお願いを申し上げます。簡単ですがご挨拶を終えたいと思います。今日からよろしく願いいたします。

4 自己紹介

(高田班長)

本日は第1回目ですので、初対面の方が多いと思います。簡単に自己紹介をお願いいたします。

(新井委員)

中央大学の新井です。3月まで筑波大学にいたが退職して、中央大学のほうへ転出をした。筑波大学では法科大学院の院長という厳しい立場にいたが、今度は少し余裕があるので、成年後見の普及に力を注ぎたいと思っている。

(佐藤(彰)委員)

法政大学で教授をしている佐藤です。5年ほど前にNPO法人を立ち上げ、そこで後見支援の活動も行っており、この委員会にも招かれた。

(福田委員)

弁護士の福田です。弁護士会の高齢者・障害者支援センターの委員をしている。この5月までは委員長をしており、第2次成年後見制度研究委員会のメンバーもしていた。司法と福祉の連携を目指し、成年後見制度の広がりを望んでいる。

(吉田委員)

社会福祉士の吉田です。社団法人千葉県社会福祉士会に権利擁護センターばあとなあ千葉という委員会があり、その副委員長をしている。成年後見制度を推進している職能団体として、社会福祉士は低所得者・生活保護・市町村長申立といった方々の支援をすることが多く、困難事例が多い。現在500件近く受任している。

(杉本委員)

行政書士の杉本です。千葉県行政書士会は1700名強の会員がいるが、その中で成年後見制度を推進するという有志を平成19年に募り、NPO法人千葉県成年後見支援センターを立ち上げ、5年目を迎えた。団体名が社協の千葉県後見支援センターや千葉市成年後見支援センターと類似をしており、わかりにくくなってしまったが、私共は行政書士の団体であると理解をして欲しい。

(櫛引委員)

千葉県高齢者福祉課の櫛引です。4月に着任した。皆さんにいつもご協力を頂き感謝をしている。

(赤荻委員)

千葉市高齢福祉課の赤荻です。高齢者の市長申立の実務を担当している。千葉市では昨年、千葉市成年後見支援センターが立ち上がり、市民後見人の養成もスタートした。千葉市には市長申立マニュアルがあるが、申立件数が年々増加し、市長申立のケースは困難事例が多く、申立をしたから関係が終わることではなく、長い期間の連携が必要な事が多い。マニュアルの見直しが必要かと思っている。今回は勉強をさせていただくつもりである。

(岡崎委員)

銚子市民生部障害福祉課の社会福祉士の岡崎です。銚子市では相談支援事業を行っている。障害福祉課での初めての市長申立は平成20年度に行って、まだまだ日が浅い。勉強不足のために迷惑をかけるかも知れない。

(磯邊委員)

松戸市介護支援課介護予防推進担当室の社会福祉士、磯邊です。松戸市介護予防推進担当室は地域包括支援センターや在宅介護支援センターの後方支援や、認知症、虐待対応、市民後見を担当している。今年度から国の市民後見推進事業に手を挙げたところである。

(山本委員)

佐倉市障害福祉課の山本です。昨年から市長申立を担当しているが、まだ1件のみの実績である。この委員会で勉強をさせていただきたい。

(鈴木委員)

柏市福祉活動推進課の鈴木です。市内の地域包括支援センターとともにSOS、虐待、市長申立などの権利擁護関係の後方支援を担当している。

(佐藤(有)委員)

浦安市社会福祉課の佐藤です。浦安市では一昨年から後見報酬助成要綱を制定し、市長申立以外にも報酬助成をすることになったが、利用者が少ないのが現状である。

(山口委員)

いすみ市市民生活部福祉課で障害福祉を担当している山口です。私は障害者の成年後見制度について担当し、高齢者は地域包括支援センターが担当をしているが、両方が関わることが多い。都市部とは違い、高齢者が障害者を介護しているケースがあり、なかなか親族で制度利用に至らないことが多く、市長申立が重要になってきている。

(齋藤委員)

東京都品川区社会福祉協議会の齋藤です。平成14年6月から権利擁護・成年後見制度の専門部門を設置している。区長申立も200件を超え、社協の法人後見も150件となり、精一杯後見関連業務に取り組んでいるところである。今回マニュアル作成委員会に呼んでもらい、喜んで来た。常務理事の挨拶にあったように老人福祉法32条の2が新設されたこと、続けて知的障害者福祉法や精神保健福祉法も近々改正されるような運びと厚生労働省が言っている。つまり、行政も社協も後見業務に対して追い風、まさに今取り組むべきところにきたと思える。皆さんと意見を交換したいと思っている。

(根岸委員)

千葉市社会福祉協議会、千葉市成年後見支援センターの根岸です。本センターは昨年4月に千葉市からの委託を受けて、設置されたものである。今年1月からは市民後見人養成研修を開始し、新井委員や福田委員にも協力をいただき、56名の養成ができた。

(岡本委員)

佐倉市社会福祉協議会の岡本です。本日より佐倉市社会福祉協議会で法人後見事業を行うことになった。今年度は後見の受任と併せて市内の各相談機関との有機的な連携を図って行く事が柱になっている。今回のマニュアル作成委員会は、まさに佐倉社協が取り組んでいくために、ちょうど良いタイミングであるので、積極的に参加をしたいと思っている。

(竹之内委員)

柏市社会福祉協議会の成年後見センターの竹之内です。かしわ成年後見センターは昨年8月1日にスタートした。3件の後見を受任し、成年後見に関する各種相談も対応しており、今年度からは精神障害者や知的障害者の親や関係者から、成年後見に関する研修会の講師の依頼も受けている。成年後見は高齢者だけでなく、様々な障害の方やその関係者、保護者にも非常に興味がある事だと思う。この委員会に参加して勉強をしたいと思っている。

(牧野委員)

浦安市社会福祉協議会の牧野です。浦安市社会福祉協議会では平成20年からうらやす成年後見・生活支援センターを立ち上げ、成年後見に関する相談や法人後見の受任を行っている。法人後見の方はなかなか実績がなく、平成21年9月から受任が始まり、現在3件受任をしている。成年後見制度は高齢者問題や障害者問題などが多岐にわたって関連するので、勉強させていただきたい。

(椎名委員代理 佐川室長)

千葉県健康福祉指導課 椎名課長の代理、佐川です。椎名課長は別公務のために代理出席となる。

(長谷川委員)

司法書士の長谷川です。本日はリーガルサポートを代表しての参加である。本日の資料にリーガルサポートの冊子を添付しているので、ご覧頂きたい。尚、リーガルは公益社団法人になった。

(横山委員)

千葉県障害福祉課長の横山です。昨年度、成年後見制度研究会にも参加をし、とりわけ権利擁護活動の中での成年後見制度の重要性・役割について認識を新たにした。今年度は虐待防止法が成立し、来年10月施行となる。県としても円滑な施行実施に向けて準備をしていきたい。虐待防止のマニュアルづくりをしているが、その中でも成年後見制度市町村長申立は重要な位置を占めると思われるので、この委員会の結果を反映していきたいと思っている。

(高田班長)

千葉県庁から高齢者福祉課の原見主査と障害福祉課の兼子副主査のお二人が参加していますので、紹介します。

5 事務局紹介

伊豆常務理事、香取地域福祉推進部長、川上地域福祉推進副部長、高田班長、佐野主任主事、市川相談員
6名自己紹介

(高田班長)

本委員会の名称は成年後見制度推進マニュアル作成委員会、委員は21名です。本委員会では「社協の法人後見マニュアル」と「市町村長の申立マニュアル」の2つを作成しますが、全委員で作成するのではなく、本委員会の中にそれぞれのマニュアルを作成する部会を作り、関係する委員に参加をしていただき、完成させたいと考えております。部会の開催は5回の予定ですが、最初の回と最後の回は今回のように「成年後見制度推進マニュアル作成委員会」として、合同で部会を開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【議事概要】

6 議題

(1) 委員会における正副委員長の選出について

(高田班長)

正副委員長については、本委員会設置要綱第4条第1項の規定により、委員の互選により選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(長谷川委員)

事務局案で良いかと思う。

(竹之内委員)

事務局案があるか。

(高田班長)

ただ今、長谷川委員と竹之内委員から事務局案を提示するように発言がありましたが、

よろしいでしょうか。

．．．．異議なし．．．．

(高田班長)

それでは事務局案を香取部長から発表いたします。

(香取部長)

委員長には、本会が開催した第1次及び第2次成年後見制度研究委員会で、委員長を務めていただいた新井委員にお願いし、副委員長は同様に前回副委員長を務めていただいた佐藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

．．．．異議なし．．．．

(高田班長)

それでは、新井委員に委員長席へ、佐藤委員に副委員長席へ移動願います。これ以降の進行は、設置要綱第5条の規定により、委員長に議長をお願いいたします。

(新井委員長)

議事に入る前に、本委員会と各部会における一般の傍聴と議事録の公開について、みなさんに語りたい、いかがか。私は本委員会と各部会の両方の一般の傍聴と議事録の公開をしたいと思うが、いかがか。

．．．．異議なし．．．．

(新井委員長)

それでは本委員会と各部会における一般の傍聴と議事録は公開することにする。

(2) 各部会委員の指名及び正副部会長の選出について

(新井委員長)

議題(2)について、事務局より説明を願いたい。

(高田班長)

設置要綱第6条第1項により、本委員会の中に「社協法人後見マニュアル作成部会」と「市町村長申立推進マニュアル作成部会」を設置することとしており、同第2項により、それぞれの部会の委員は委員長が指名することとしています。また、同3項により、部会には部会長及び副部会長を各1名置き、その正副部会長はその部会に属する委員の互選により選出することとしています。

(新井委員長)

この件について事務局案があれば委員長として提示をして欲しい。

．．．．事務局案提示．．．．

(新井委員長)

事務局案が配布されたと思うが、ふたつの専門部会を設置したいと思う。それぞれに11名ずつの委員を配置したいと思う。齋藤委員には、大変だが両方の部会へ参加してもらいたいと思うが、いかがか。齋藤委員はこの分野の実務に非常に詳しいので、協力を頂きたいと思っている。忙しいと思うが、千葉県としてもありがたいことだ、よろしくお願いをしたい。それでは委員の構成はこの案でよろしいか。

・・・・異議なし・・・・

(新井委員長)

では、この構成ですすめていきたいと思う。次は部会の正副部会長の選出である。法人後見マニュアル作成部会の方は、私も属しているので異議がなければ、私が部会長を務め、副部会長には福田委員にお願いしたと思うが、いかがか。

・・・・異議なし・・・・

(新井委員長)

それではよろしくお願いたい。市町村長申立推進マニュアルの方は佐藤副委員長にお願いしたい。

(佐藤副委員長)

市町村長申立マニュアル作成部会の部会長は異議がなければ私とし、副部会長は横山委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

・・・・異議なし・・・・

(佐藤副委員長)

よろしくお願いたい。

(3) 各部会の目的・マニュアルに盛り込むテーマ等の設定について

(新井委員長)

議題(3)に入る前に、これまでの経緯を事務局から説明をしてもらいたい。

(事務局 佐野)

資料1第2次成年後見制度研究委員会報告書のまとめの部分25ページ~26ページを中心に説明

(新井委員長)

ただ今、事務局から第2次成年後見制度研究委員会報告書の結論部分について説明してもらったが、何か質問はあるか。

(齋藤委員)

まとめの部分の、細かい話になるかもしれないが、「法人後見の対象者は紛争性が無く身上監護と日常的な金銭管理が中心の方」とあるが、ここでは虐待についての議論はあったのか。紛争性が無いとなると相続などの裁判が関係している事例と思われる。障害者虐

待防止法が来年施行されることもあり、虐待についてはどのように捉えたのか。議論はあったのか。

(新井委員長)

紛争性が無いというのは財産管理面、特に相続などについて難しい問題がある場合は専門職に依頼したほうが良いだろうということを前提にしたものである。身上監護の中に虐待を含めていくという理解をしている。ただし、虐待についてどこまで対応するのかということは、必ずしも十分な協議をしていなかったと思う。マニュアルを作る段階でそのあたりも積極的に取り入れていくということではいかがか。

(齋藤委員)

了解した。

(新井委員長)

品川では積極的に関わっているのか。

(齋藤委員)

虐待はまず行政が取り組んでいかなければならないが、行政と社協が連携をして当たるという基本的な構図を作った上で、専門職との連携を目指さなければならぬと思う。法人後見の身上監護の中にきちんと位置付けていくという認識でいる。

(新井委員長)

他に発言があるか。無ければ先に進む。資料6 - (3)「各部会の目的・マニュアルに盛り込むテーマ等の設定について(案)」部会が2つある。事務局から説明をしてもらいたい。

(事務局 佐野)

1 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会について、説明

配布資料6は全社協が発行した冊子ですが、社協の法人後見に関する基本的な考え方から実務面まで載っており、マニュアル作成に参考していただきたく、配布いたしました。

(高田班長)

2 成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会について、説明

(新井委員長)

資料6 - (3)について議論を進めたいと思う。この様に委員が一同に顔を合わせる全体の会は、今回と最終回だけである。つまり今後の議論に反映できるのは本日だけしかないので、積極的な発言を望む。

(岡本委員)

市町村長申立マニュアル部会の方は、2月にそのマニュアルを使用した研修会を行う予定ということで良いのか。

(高田班長)

1月までにマニュアルを完成させて、2月に研修会を開催したいと思っています。駆け足になりますが、よろしく願いいたします。

(新井委員長)

1月までにマニュアルを仕上げなければならないということである。他にいかがか。先ほど事務局から説明があったように、配布資料6のとおり全社協の方から基本的資料が提示されており、これは自由に活用してもよいことになっている。大きな基本的枠組はできているので、その中に千葉県の特徴をどのように入れていくかが、ポイントであろう。そのあたりの意見を欲しい。

横山委員と齋藤委員から発言があった虐待については、虐待防止法の成立・施行ということもあるので、きちんと位置づけていく必要があるだろう。法人後見マニュアルのほうに適切な。法人後見の実務のあたりに盛り込むか、それとも基本的な考え方の方が。そのあたりはいかがか。

(長谷川委員)

法人後見マニュアルの方にも入れなければならないと思うが、虐待の場合は親族が乖離である場合が多く、法人で関わって行くことが多くなるだろうから、法人後見のほうに入れるのは当然であろう。しかし、市町村長申立も虐待に絡むことが多いので、両方に入れるべきではないか。齋藤委員が言っていたように、最初はハンドリングして整理をしてから、専門家に渡すのか、それとも専門家と一緒にあって、事例のハンドリングをするのか。その設定をどうするかであろう。

(齋藤委員)

長谷川委員と同じで、虐待ケースは高齢者虐待防止法も、障害者虐待防止法も、基本構造が同じであり、市町村が成年後見制度を使うことを考えて作られている。首長申立の運用の明確化、千葉県内はどのようになっているかは分からないが、虐待ケースに当たる場合は首長申立をするという運用指針を明確に位置付けをした方がよいだろう。法人後見マニュアルについては、法人後見を実施する際には、行政との連携を前提とし、想定される様々な場面を考えておくべき。厄介なのは経済的虐待、虐待をしている側も経済的に逼迫している事も多く、そちら側の支援も考えなければならない。生活保護や扶養義務の絡みなど、いずれの方向できちんと虐待に対応するかということが重要となる。

(新井委員長)

法人後見には勿論であるが、市町村長申立推進マニュアルの方も位置づけることにするというので、よろしいか。市町村長申立推進マニュアルの委員からは意見はないか。柏市の鈴木委員いかがか。

(鈴木委員)

身体的虐待の場合は首長申立にすんなり進むと思うが、経済的虐待については虐待した側の抵抗があり、難しい。とは言っても、虐待として扱うのであるから、首長申立に繋げるようにやっているところである。

(赤荻委員)

虐待事例の市町村長申立は、老人福祉法で言えば老人の福祉を図らなければならない場合について申し立てができるが、「特に福祉を図る」という解釈が曖昧で、どこまでが必要なのかの限度がわからず、いつも問題になる。たとえば現在施設入所している人で、親族が居ないような場合に市長申立をしてほしいと言われることがあるが、既に施設に入所し、

本人の保護・福祉は図れている状態のため、制度的には成年後見制度を利用した方が良いことはわかっているが、市長が申立てをして、様々な助成をしていく中で、「特に福祉を図る」という中であてはまるのかということ、実際にやっていて曖昧な部分があるため、明らかになると良いと思う。

マニュアルに盛り込むべきテーマの中の市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等の請求に関わる規程整備というのは、先ほど述べたことが含まれると思うが、市町村によっては、要綱についても中味が色々と違うと思うので、そのあたりの基準を示してくれたら良いと思う。

また、住民票をそのままに他市町村の施設に入所しているような場合、住民票所在地か、それとも実所在地が首長申立をするべきか。市町村同士で譲り合ってしまうことがある。そのあたりの基準・考え方が明らかになったら良いと思う。

(新井委員長)

2点指摘があったと思う。最初の方は虐待の解釈指針というか、「特に福祉を図る」場合の解釈をきちんとマニュアルの中で定めて欲しいということだが、いかがか。解釈の解釈になり、きちんとした指針ができるかという問題がある。みなさんの意見を聞きたい。現場のニーズはよくわかる。マニュアルで一義的に解釈して現場で迷うことがない様にしたらいということだろうが、そのように上手くいくだろうか。

(齋藤委員)

今委員長が指摘をしていた件だが、悩ましいところである。東京都の場合は4つに決めている。四親等ないし二親等以内の親族の不在、関与拒絶、虐待、親族の音信不通の場合は首長申立をすると運用指針に示している。しかし、悩ましいのは首長申立する際にも、年間計画に基づいて行わなければならない事。特に福祉を図る必要があると認めた場合でも、スタッフの力量や場合によっては報酬助成の必要性なども含めて、行政サイドの都合で範囲が縮まるという指摘がある。行政と社協が取り組む時で、両者が特に必要があると認める場合に、申立をすることができると、これを決めるのは結局行政のスタンスの問題が問われると思う。ただ、要件は委員長の言うように4つくらいに決めておいて、後はどの位取り組むのかという現実問題なので、深く詰めていっても答えられないだろう。出したとしても現場が混乱するだろうと思う。

高齢者福祉所管と障害者福祉所管は実際に厄介だと思う、これは同じ行政の所管同士でルールを決めたほうが良いと思う。単純に65歳という所で線を引くか、引かないのか、それとも今まで関わりが深かった所管が良いのか、ということルール決めをしたら良いと思う。

(櫛引委員)

行政のスタンスが問われる、まさにそこだと思う。できる規定をどう解釈するか、ということ。退いている所はいつまでも一步を踏み出せない、そこを脱却することができないと、マニュアルを作る意味が無いと思う。その一步を踏み出すことができるようなマニュアルである必要があると思う。そのあたりの折り合いの付け方はどうか。

(齋藤委員)

老人福祉法、知的障害者福祉法や精神保健福祉法に基づいて、ここで作るマニュアルは任意規定ではなく「行政が求められている」という理解に立って、マニュアルに活かしていったらどうか。今度改正された老人福祉法32条の2も、義務規定にはなっていないが、

行政の役割だという数字が出回るので、色々な委員会などで挙げてゆくことになるだろう。役割だというスタンスで、マニュアルを作ることには賛成である。

(新井委員長)

今後申立権について、少し積極的に、行政に一定の義務がある形でマニュアルを作成したらどうかという意見であるが、いかがか。

(赤荻委員)

千葉市は市長申立を積極的に行ってはいるが、先ほどの東京都の 4 つの条件だけでも、判断が早くなると思う。参考にしたい。

(新井委員長)

少しここは前向きに解釈するという大きな方向性が出てきたが、それで良いか。色々な意見の中で方向性ができれば良いと思うので、反対意見や違う意見はないか。

(横山委員)

マニュアル作成委員会ということで招集されたが、ガイドラインを示すのがこの委員会の役割だと思っている。社協で作るがガイドラインは県から示す形になると思う。とりわけ障害者虐待に関するものは県が障害者虐待のための活動マニュアルを作成し、障害者の市町村長申立の促進を図りたいと思っている。それなりに市町村に参考にしてもらえそうなものにして行かないとならないと思っている。社協から示されたマニュアルを参考に県がどう示していくかが重要だ。市町村によっては県が色々なガイドラインを提示しても、全く従ってくれないところもあるが、考え方や基準・指針を示していくという方向である。

(新井委員長)

そのガイドラインはこちらのマニュアル作成と並行してできるのか。こちらは 1 月にまとまる予定であるが。

(横山委員)

虐待防止法の施行時期が来年の 10 月であるので、スケジュール的には年内に大体のまとめができるものと思う。むしろこちらが先行してもらったほうが、こちらは助かる。

(佐藤副委員長)

今、横山委員から障害者虐待防止法に関わるガイドラインについてであったが、高齢者の虐待防止法は数年前に制定している。県や市町村にそのマニュアルというモノがあるのか。もしあれば、教えてほしい。県内に幾つか存在するようなことは聞いている。ここで作る申立マニュアルだけでは全てに対応出来るものではないと思うので、既存のマニュアルを参考にしながら、双方を見ながら作成をしていくべきと考える。

(新井委員長)

赤荻委員が提起したもう一つの問題は、行政担当がまたがってしまっているような場合、それについては齋藤委員いかがか。

(齋藤委員)

これは行政が決めなくてはならないこと。障害者が65歳になったらどこが申立てをするのか。入り口のところで遅れが出ることになってしまう。早いところ決めて、どちらでやるのかを決めたほうが良い。どちらとしても首長申立て、申立者は同じである。本人の情報を多く持っているところがサポートをして、年齢で決めてしまったほうが早いと思う。市町村によって違うと思うが、認知症高齢者に対しての申立予算は年間いくらとか、障害者に対しての首長申立予算は年間いくらと決めてしまっていて、予算枠がいっぱいになってしまうことがある。それは行政内での話し合いで切り抜けるしか無いであろう。あくまでも予算は予算なので、特に必要があると認めるときは、補正なりの資金調達を考えて、収められると思う。

(赤荻委員)

千葉県内でも市町村によって意識格差がある。職員の意識、制度に対する理解度に差がある。このマニュアルが各市町村に回るということは、とてもありがたい。この度千葉市から南総エリアに移動した施設入所ケースがあり、遠方の市部に行くことになっているが、そのようなときに、同じ意識で話し合いができるようになったら良い。

(齋藤委員)

地方に行くと首長申立の担当者がいないところがある。だから厄介になってしまう。このマニュアルづくりは、「首長申立の担当者がいないところは設置する」という基本的なところからあたらないと、底上げができないと思う。既に千葉市のような大きな都市部にはあるのだろうが、無いところを意識したマニュアルづくりが必要だと思う。

(新井委員長)

その担当者を「必置」とする様なこととする事で、規程整備とあるが、これは社協の規程整備か。それとももう一つ上の行政のことか。

(高田班長)

市町村長申立については、要綱等が未整備のところもありますので、モデル要綱を盛り込んでいきたいと思っています。

(新井委員長)

県はこのマニュアルに並行してガイドラインのようなものを出していくことが可能か。

(横山委員)

市町村長申立の部分の中心は市町村であると思う。行政だから、規程の衆寡ということが存在する。担当者の有無ということもある。市町村がそれを解決しようと思えば、その問題点は軽減するものだと思う。

(新井委員長)

行政がまたがっているような場合、品川でもあるか。

(齋藤委員)

首長申立が全く手付かずの行政もある。たとえば措置権者がどちらかとか、保険者がどちらかという議論になってしまう。例えば千葉市にある施設に他市から措置で入所してい

る人の場合の申立はどうか。東京都は最初措置権者だと言っていたが、成年後見制度は基本的に本人をよく知っている所が申立てをするのが素直な話である。伝統的な措置権者や保険者の問題などがあるが、よく協議をして、措置権者や保険者それぞれに行うべきと思う。

(新井委員長)

都民の方が房総の大きな病院に入院しているようなことはよくある。そのような場合はどうか、申立マニュアルに入れておく必要があるだろう。

(佐藤副委員長)

良い参考になった。齋藤委員が言ってくれた様々な事例をマニュアルの中に入れたいと思う。きちんとした模範解答のようなものは出てこないかもしれないが、幾つかの考え方があるはずで、それを追っていけば必ず申立の解決策がでてくるだろうと思う。

(新井委員長)

千葉県内の地域格差を平均的にする様な視点はいかがか。

(山口委員)

いすみ市では障害者と高齢者は分けており、私は障害者を担当し、高齢者は地域包括支援センターが担当をしている。65歳の年齢で分けているが、地域的に高齢化率が高く、高齢者の市長申立が多い傾向である。障害者の場合は地域性が、地域住民が自然と援助している事が多かったが、地域全体が高齢化を迎えているので、民生委員を通じた後見制度利用の相談が増加しつつある。それでもまだ件数は少ないほうだと思っている。しかし、県社協からの委託で、昨年度から日常生活自立支援事業の広域後見支援センターが設置になり、日常生活自立支援事業の利用者が少しずつ増加をしてきた。都市部から比べるとまだまだ不十分かと思うが、これが地域性だと思う。

(新井委員長)

今回のマニュアルの課題は、千葉県は地域によって差がある事を無くして、どの地域であっても後見制度がきちんと使えるような体制にしたいということだ。

(横山委員)

必ずしも都市部が活発で、郡部が低調というわけではない。実際に活発に利用をすすめている郡部もある。私の意見だが、現場の担当者が必要性について正しい認識をしているかということと、その認識が制度の活用結びつくように予算獲得などがなされているかということだと思う。認識の向上と予算獲得につなげていくようなことを、マニュアルの中に入れ込んでいくことが県の課題だと思う。

(新井委員長)

それは法人後見マニュアルにも入れるべきか。

(横山委員)

市町村長申立マニュアルにおいても同じことが言えると思う。

(櫛引委員)

現場の担当はさることながら、組織で動いているので、組織全体の共通認識の高揚という所まで行かないと、結果的には予算のところまで結びつきにくい。そこが重要だと思う。千葉県には地域格差があるということを踏まえつつ、マニュアル以前の部分をいかにマニュアルの中に入れ込んでいくかということが重要ではないか。

(齋藤委員)

今、予算化の話が出たが、マニュアルでも意識して書き込んでいく。成年後見制度ができて11年も経っているのに、なぜ地域格差があり、なぜ市町村によっては全く行っていないのか。後見の必要性は叫ばれているのに、なぜなのか。市町村の施策としての優先度が低かったからではないか。予算化をする為には、施策としての「首長申立」の優先順位を上げない限りは、マニュアルでどのように書いても限度がある。このような大きなきっかけと、老人福祉法第32条の2の新設、市町村は単なる申立者ではなく、受け皿もちゃんと用意をなささい、都道府県も支援しなさいという、4年間で完全実施体制を目指している。マニュアルとは別に、今こそ成年後見制度の施策の優先度を上げるという意識を、行政、関係者・社協が持つべきである。施策の優先順位を上げるようにリーダーシップを取っていただきたい。

(新井委員長)

その32条の2に関する資料は委員に配布されているか。事務局用意するように。

(齋藤委員)

ホームページにも載っている。

(新井委員長)

新しい考え方に則って、マニュアルを作成することになるので、一番新しいモノにならなければならない。千葉県が全国で一番新しいモノになる。今資料が配られると思うが、他に意見が無いか。

(福田委員)

法人後見マニュアルと市町村長申立マニュアルが並行して作成されるということは、政策として優先度を上げるというダイナミックなところを含んでいると思う。法人後見マニュアルは市町村長申立マニュアルと違いテクニカルな部分が多いのかと思う。法人特有の意思決定、継続性や、既に実施している法人の状況を伺って、具体的なマニュアルになると思う。

(竹之内委員)

市町村長申立推進マニュアルは、市町村によっては既に作ってあるところもあるだろうが、法人後見をしている社協はまだ少ない。なぜ少ないのかというのは地域の実情や規模的なことがあげられると思う。委員長の発言の通り、千葉県内には地域格差があり、市町村合併の影響で大きくなった市もあれば、それに当てはまらない小さな町村もある。一つの社協だけでは小さいので、二つ以上の社協が合同で行うようなことも含めて、マニュアルは考えていかなければならないと思う。

(新井委員長)

そのようなことも考えなければならぬと思う。

(齋藤委員)

法人後見のマニュアルがなぜできていないのか。行政は税収が減って、財政難。社協は更に悲惨、限られたスタッフで多くの課題を抱えている。伝統的な事業が多く新規の法人後見という事業をどのように取り組むのか、少なくとも行政側の財源措置、いわゆる助成が無ければやれないと言う決定的な事情がある。だから、地域格差とはやっかいな話で、山口委員のところのようになぜ、できているのかを分析してみたら良い。行政が助成をしているのか、それとも社協がどのような工夫をしたのか。社協の既存事業の見直しをして、法人後見をすることができるような体制が取れたのか。自分のところの事業も見直さないで、財源不足を理由にやれないのは納得できない。だから、行政も社協も課題に思っているのだから、それぞれの課題について取り組むのだということを前提にしながら、法人後見のマニュアルを作るべきと思う。法人後見業務とは一見テクニカルに見えるが、本質は地域福祉の新規事業展開として取り組むことが問われているのだと思う。社協もそのような姿勢で法人後見マニュアルを作成して行かないとまずいと思う。やれるところはやる、やれないところはやらないではいけない。

(長谷川委員)

社協間格差は強く感じている。柏市社協は自立指向が強く、困難な状況の中でも前向きにやっているのだから、他の社協はそれを見習えというわけではないが、むしろ委託事業だけで、ギリギリの中でやっている社協もある。松戸市は平成 23 年度市民後見推進事業実施 37 市町村に名乗りを上げているが、実際に実施しているのは N P O 法人であり、社協ではない。松戸市の市民後見人制度は N P O 法人が行う可能性が高いとなると、法人後見マニュアルは社協を対象とするが、社協が動かない場合は取りこぼれてしまう。このような場合は N P O 法人をも活かしたマニュアルができないかと、考えてゆくべきと思う。社協を盛り上げてゆくということも大事だが、N P O 法人などと連動・連携をする方法も考えてゆくべきかと思う。

厚生労働省のホームページより市民後見情報より「老人福祉法第 32 条の 2」を配布

(新井委員長)

32 条の 2 の資料が配布されたが、資料にモデル事業を実施している 37 市町村が載っているが、千葉県松戸市というのは N P O 法人しぐなるあいずが実施しているようである。今は社協の議論をしているが、このモデル事業は対象にならないのかということである。社協と N P O 法人が相互乗り入れをして、連携を図る可能性もあるということか。

(磯邊委員)

松戸市の磯邊である。長谷川委員から指摘があったとおり、松戸市では社協はギリギリの状態で行っているのだから、今回手を挙げるにあたっては N P O 法人しぐなるあいずと一緒にやっていくことになった。社協と行政だけではなかなか難しいところもあるので、地域の力を借りた市民後見人のあり方というのを考えていきたいと思っている。市民後見推進事業のなかで検討会を企画しており、事務局はしぐなるあいずの中にあるが、公私協働でやっていくつもりである。その委員の中には社協も入っているので、一緒に議論をして、各団体がどのような力を貸してくれるのかを詰めていきたい。

(佐藤副委員長)

法人後見マニュアルについては、基本的には社協が担うことを前提に議論していくことになるだろうが、前の研究委員会の2年の議論の中では、地域格差については、社協が担えるところ・担えないところがあるので、そのようなところはNPO法人などの地域の後見業務の団体との連動ですすめることを考えているという話があったと、記憶している。市町村社協単体ということだけを考えずに、幾つかのやり方があるということをも前提に法人後見マニュアルを作るべきと考える。

(新井委員長)

品川では社協が中心になりながら市民後見人の会、行政書士、リーガルサポートなどとも連携をして行っている。これも一つのモデルであろう。それもそれぞれの作業部会に出して、参考にしたら良いと思う。

(佐藤副委員長)

全国的にみても、社協が中心のパターンと連合して違う団体を組織しているようなところ、全く社協とは関連が無く行っているところと、幾つかのパターンがある。しかし県社協が作るマニュアルだから、社協を無視する事はできないだろうし、様々なパターンがあることを前提に、後見マニュアルを作って欲しいと思う。

(新井委員長)

事務局と県に聞きたい。どのような方向で導いていきたいと思っているのか。社協としては独自性を出したいと思うが。

(事務局 佐野)

法人後見には様々なパターンがありますので、これから委員の皆様によく議論をしていただき、地域福祉を推進する使命を持つ社協が行うべき法人後見のスタイルを、確立していけたらよいかと思います。

(横山委員)

第2次の委員会の中で、同様な議論があった。社協が法人後見を実施するというスキームを作った場合、多くの市町村社協が実施することが前提にあり、重要なことである。ただし、地域地域でしくなるあいずのように取り組みが進んでいるので、それを否定するものではない。今回作成するものが、市町村社協が自らやれるのではないかと、次のステップにつながるものになれば良いと思う。

(椎名委員代理 佐川室長)

横山委員の発言にもあったが、社協だけの法人マニュアルではない。地域に様々な地域資源が存在しているところは役割分担をしたり、地域に資源が無い場合は市町村に働きかけをし、取り組み、応援をできる形にしたい。個人的な感想でもあるが、成年後見に関わる福祉の窓口が非常に不明確であった。措置から契約に変わり、福祉サービスのあり方が大きく変わった時、福祉関係はそれぞれに担当は決まったが、成年後見だけは法務省であった為に福祉の部署では不案内のままで、成年後見制度が進み難かった理由になったのかと思う。今後はそのような体制をきちんと作って、進めていかなければならないと思う。

(齋藤委員)

32条の2の資料を配布されたが、いち早く新しいマニュアルを作成した方がよい。「後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とある。この条文に関連して各市町村で候補者を選定する推薦委員会が必要なかどうか、議論の対象になるのではないかと。裁判所は候補者を位置づけて申立てをしてもらうことを期待している。市町村が選定委員会を設置する、設置していなくても候補者をつけて送り出していくことが求められている。

(新井委員長)

この点も前向きに検討したいと思う。それを千葉県方式として新しい方式を決めていけたらよい。日本成年後見法学会も成年後見の公的支援ということで、特別立法などを考えているが、まさにそのようなことである。成年後見制度は誰が支えていくべきか、厚生労働省もここで大きく舵取りをしたと思っている。そんな中で社協の今回のマニュアル作成委員会は、マニュアル作成という技術的な感じがするが、成年後見をどのように捉えるか大きな枠組を作るものだと思っている。これから各部会での協議は、本日の議論を踏まえて取り組んで欲しいと思う。

他に意見があるか、遠慮なく発言して欲しい。

(根岸委員)

マニュアルを作成するに当たって、千葉家庭裁判所に確認をしてほしいと思う。千葉市で市民後見人を養成するに当たり、相談をしたところ、千葉家裁としては独立した市民後見人は認めないという見解であった。要は社協の法人後見の支援員ということであれば認めるということであった。それがずっと続くようなことになると、市民後見人をメインにしたマニュアルが活かされないことになってしまう。家裁との調整が必要だと思う。

(新井委員長)

どのようにしたら良いか。千葉家裁にも参加をしてもらえたら良いが、難しいだろう。

(長谷川委員)

社協が法人後見をして、その支援員としてならば良いということだが、社協が推薦する社協の法人後見支援員出身の独立型や社協関与型市民後見人は、どうなのだろうか。

(根岸委員)

色々な成年後見のあり方があっても良いと思うが、やり方が確立するためには調整が必要かと思う。

(齋藤委員)

事務局で家裁と協議する必要がある。大阪家裁は反対に独立型市民後見人が選任されている事が多いようである。東京家裁は、今までは社協が監督するなどでセットで選任される事が多かったようであるが、32条の2が出たので、行政が責任を持って市民後見人を候補者として推薦してきたらどうするのであるだろうか。行政が責任を持って推薦してくれば社協が要らないのか、新しいシステムを考えていくことになるであろう。

(新井委員長)

事務局は情報収集をお願いしたい。この32条に2の主語は「市町村は」となっているの

で、社協よりも行政に課せられた課題であると思う。県はこの辺をきちんと捉えて、社協の役割を明確にしていく方法も考えて欲しい。

(佐藤副委員長)

資料によると2月に研修が予定されているが、これは市町村社協職員対象か。

(高田班長)

市町村長申立マニュアルの方は、市町村職員や地域包括職員、社協職員などを対象とした研修会を2月に開催したいと思っています。

(佐藤副委員長)

そこにNPO法人などの参加も考えられるのか。

(高田班長)

内容によると思います。

(4) 今後の進め方について

今後の各部会開催予定

部会名	2回目	3回目	4回目	5回目
社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会	10月14日 15:15 ~17:15	11月15日 13:00 ~15:00	12月20日 13:00 ~15:00	今後調整
成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会	10月14日 13:00 ~15:00	11月15日 15:15 ~17:15	12月20日 10:00 ~12:00	今後調整

7 閉会

(高田班長)

本日は活発な御意見を賜りまして、ありがとうございました。次回は10月14日となります。よろしく願いいたします。